

透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する 取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者様に対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合には、その旨をご説明し同意をいただいた上で、院内の専門となる診療科へ紹介させていただいております。

また、当院は下肢末梢動脈疾患の専門的な治療体制を有している医療機関として、以下の診療科を標榜しております。

- 循環器内科
- 胸部・乳腺外科
- 整形外科

当院は、慢性維持透析を行っている患者様の下肢末梢動脈疾患について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「下肢末梢動脈疾患指導管理加算」を算定しています。

医療安全対策についてご不明な点がございましたら、
医療相談窓口（1階医事受付）までおたずねください。



米子医療センター 院長